

シルバーライセンス加入規約

ユニロボット株式会社（以下、「当社」）が販売します当社製ソーシャルロボット（以下、「ユニボ」）の開発者ライセンスである、シルバーライセンスの加入申し込みに関し、次のとおり規約を定めます。お客様は、本規約にご同意の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

第1条 （用語の定義）

1. 「スキルクリエイター（skillcreator）（以下、SC）」とは、ユニボを制御するための開発環境を言います。
2. 「スキルパック（skillpack）」とは、スキルクリエイターで開発したユニボの機能をパッケージ化したものを指します。
3. 「ノード（node）」とは、SC上でユニボを制御する各機能を言います。
4. 「デベロッパー」とは、ユニボ上にスキルパックを作成・開発する開発者を指します。
5. 「ライセンスタイプ」とは、デベロッパーが使用できるノードが制限される種類を指します。
6. 「タイプ」は、【シルバー（silver）】【ゴールド（gold）】【公認ゴールド（authorized-gold）】のタイプが有りシルバー < ゴールド < 公認ゴールドの順で使用できる範囲が多くなり、各タイプは下位互換します。
7. 「シルバーデベロッパー」とは、シルバーライセンスを所有するデベロッパーを指します。
8. 「ユニボ所有者」とは、ユニボのオーナーに登録されている所有者を意味します。
9. 「家族登録」とは、ユニボ所有者が任意で所有しているユニボに登録したユーザーアカウントを意味します。

第2条 （シルバーライセンスの概要）

シルバーライセンスとは、当社が提供するSC上で実装可能なオプションの開発者権限であり、シルバーライセンスは、年間2,500円（税抜/消費税別途）でご加入頂けます。

1. お申し込み及びご購入手続きについては、当社のご案内に沿ってご対応下さい。
2. お支払は一括のみで対応します。購入した月の翌月から起算して12か月分ご利用が可能です。
3. SC上のシルバーライセンスで解放されるノードを利用する場合には、シルバーライセンスを維持する必要があります。

第3条 （遵守事項）

1. シルバーデベロッパーは、SCを（a）本契約、および（b）該当する司法管轄区における適用される法律、規則、または一般に認められた慣行またはガイドライン（日本国またはその他の該当国におけるデータまたはソフトウェアの輸出入に関する法律を含む）で認められている目的にのみ使用することに同意します。
2. シルバーデベロッパーは、SCを利用するために必要な利用環境を、自らの責任と負担において整備するものとします。

第4条 （禁止事項）

1. シルバーデベロッパーは、SCもしくはこれらと関連または連動するサービス等を利用した、犯罪行為、違法行為、公序良俗に反する行為、およびこれらの行為に該当または密接に関連すると当社が判断する一切の行為を禁じます。
2. シルバーデベロッパーは、SCの複製は、一切認められないものとします。
3. シルバーデベロッパーは、有償、無償を問わず、シルバーライセンスを第三者に対して譲渡、頒布、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、貸与、リース、担保設定、再許諾その他一切の方法により提供し、または使用させてはならないものとします。

4. シルバーデベロッパーは、如何なる場合もSCをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変し、またはSCの派生ソフトウェアを作成しないものとします。また、SCに関するドキュメントを修正、翻訳することはできず、またその他の方法でSCのソースコードの解読を試みることを禁じます。
5. シルバーデベロッパーは、SCのドキュメントやデベロッパーライセンスに関わるロゴ等を当社に許可なく、複製・複写、第三者へ転送、また他のサービスに利用することを禁じます。
6. シルバーデベロッパーは、所有しているユニボまたは、家族登録されているユニボ以外に不正にログインすることを禁じます。

第5条 (利用条件)

1. シルバーデベロッパーは、ユニボストアにスキルパックを公開する場合、利用者に対して公開するスキルパックで使用しているノード、HTTPリクエストのURL (ドメイン)、webviewノードに使用するURL (ドメイン) を表示することに同意するものとします。
2. デベロッパーは、利用条件が変更された場合、最新の利用条件に準拠することに同意するものとします。

第6条 (スキルパックの公開)

シルバーデベロッパーは、自身が作成したスキルパックにおいて、以下条件を満たした場合、ユニボストアに公開する事ができます。

1. スキルパックを公開する為には、当社による事前審査があり、当社の審査を経る必要があります。
2. スキルパック公開の為の当社審査で、犯罪行為、違法行為、公序良俗に反する行為、ユニボの製品の目的に即していないことが判明した場合、リジェクトする場合があります。
3. ユニボストアで有償スキルパックを販売する場合、有償スキルパックの売上から、当社の手数料30%を控除後、残りの70%を、売上計上した月の翌月末にお支払いします。尚、振込手数料は、デベロッパー負担とします。
4. 前項の規定にかかわらず、当社からデベロッパーへ支払う額が振込手数料相当額に満たない場合、または少額の場合、次回シルバーライセンスの更新時に、ライセンス料と相殺するものとします。
5. 前項において、シルバーライセンスの更新をしない場合は、別途協議のうえ決定するものとします。

第7条 (シルバーライセンスの更新)

シルバーライセンス契約については契約成立より12ヶ月が経過した段階で自動更新となります。

1. 2年目以降のご利用が不要な場合につきましては、ユニボストアより契約更新タイミング以前での解約手続きを実施してください。
2. 法人のお客さまにつきましては、前項のほか、当社担当者へお申し出頂くことでも解約手続きが可能です。
3. 契約更新に関するお支払い手続きについては、当社より更新のタイミングで別途ご案内いたします。

第8条 (シルバーライセンスの解約)

シルバーライセンス契約については途中解約の申し込みがあった場合でも、払い戻しはできません。

第9条 (権利の譲渡制限等)

お客様がシルバーライセンスの申し込みによって得た権利は、第三者に譲渡し、または、第三者に利用させることができません。

第10条 (免責)

1. 当社は、当社によるシルバーライセンス契約の解除、またはキャンセルによりお客様が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
2. ユニボが故障により使用できなかったことによる損害及び修理期間中お客様がユニボを使用できなかったことによる損害については補償いたしません。
3. シルバーライセンスのご提供において、それによって作成・開発されたスキルパックの不具合による損害や、その他、当社の責に帰すべき事由によらずに発生した損害については、当社は賠償の義務を負わないものとします。
4. 当社が実施した修理に起因したユニボ内のデータ破損・消失につき、当社は責任を負いません。また、ユニボ内のデータの紛失などが運送中に生じることも考えられますが、当社は一切の責任を負いません。
5. 本規約に基づく当社の責任は、日本国法令を遵守し、本サービスをお客様に提供する範囲に限定されるものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等）またはその関係者の方に対してはご利用をお断りしています。お客様が、以下の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしにお客様との取引の停止または契約を解除します。またこれにより損害が生じた場合でも、当社は、一切の責任を負いません。
2. お客様は、過去及び現在において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明します。
 - (1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合。
 - (2) 反社会的勢力等に資金提供、便宜の供給等を行っていること。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、他者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること。
3. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを表明します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) 反社会的勢力に対して資金提供を行う等、その活動を助長する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為

第12条（規約の改定）

1. 当社は、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 本規約を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客様に対し、事前にその内容について通知します。
3. 本規約の変更後の内容については、当社が別途定める場合を除いて、ユニボストア上に掲載することによりお客様に通知するものとし、ユニボストアに掲載された時点から変更の効力が生じます。変更の効力が生じた後、本サービスを利用されたお客様は、本規約の変更内容に同意したものとみなします。

第13条（合意管轄）

1. 本規約に関連して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合には、双方は、ともに誠意をもって協議するものとします。
2. 前項により協議をしても解決しない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
3. 本規約の準拠法は、日本国法とします。

【2017年12月27日制定、2019年06月04日改訂（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条）2020年01月27日改訂（第2条）、2020年11月06日改訂（第6条、7条、11条、12条、13条）】